

特定公共賃貸住宅入居申込案内

入居申込について

【申込者要件】

- ① 自ら居住するために住宅を必要とする者であること
- ② 世帯所得が規則で定める収入（月額 15 万 8 千円以上 25 万 9 千円以下）の基準内であること
- ③ 市町村税を滞納していないこと
- ④ 申込本人を含めた同居世帯の全員が暴力団の構成員ではないこと
- ⑤ 連帯保証人を 2 名立てられること

【申込期間】

期間：令和 3 年 3 月 23 日から令和 3 年 3 月 26 日まで

時間：午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

場所：西ノ島町観光定住課定住係（別府支所内）

郵送：〒684-0302 島根県隠岐郡西ノ島町大字別府 46 西ノ島町観光定住課定住係

※令和 3 年 3 月 26 日（金）までに必着とします。

【申込方法】

以下の書類を提出して下さい。

- ・ 特定優良賃貸住宅入居申込書
- ・ 課税証明書（未成年で未就労の方は除く）
- ・ 住民票（入居者全員分、全部記載）

【募集戸数】 特公賃第 2 船越住宅 1 戸（3 号室・1 階）

【入居者の選考】

入居の決定及び、落選については書面にて通知します。

申込者の住宅困窮度判定基準に基づく点数の順位により入居者を決定します。ただし、同点の場合は、抽選により入居者を決定します。抽選の日時は公募期間終了後に通知します。

入居決定後の手続きについて

【提出書類】

- (1) 特定優良賃貸住宅使用請書
- (2) 入居申込者本人の印鑑登録証明書
- (3) 連帯保証人の印鑑登録証明書 (2 名分)
- (4) 連帯保証人の所得証明書 (2 名分)
- (5) 自動払込利用申込書

【入居における注意事項】

- (1) 犬・猫等のペットの飼育は禁止しております。
- (2) 光熱水費、上下水道使用料等及び共同部分の電気代は入居者の負担となります。
- (3) 次に該当するときは、入居者に対し本住宅の明渡しを求めることがあります。
 - ①不正行為により入居したとき
 - ②賃借料を3ヶ月以上滞納したとき
 - ③正当な事由によらないで15日以上住宅を使用しないとき
 - ④地域社会の平穏を阻害する行為をしたとき
 - ⑤反社会的と認められる団体（暴力団等）の構成員であることが判明したとき
 - ⑥条例、賃貸借契約の規定に違反したとき